

(前回の質問 1-8 に関する再質問 1-8 について)

- 長野原地区③においても使用した盛土材を用いて J I S 規格等に基づく試験を行い、同一の性状を示す全ての試験結果を用いて得られた土質定数 (c 、 ϕ) の数値を採用することとしています。

なお、大柏木トンネル発生土、橋場地区護岸工事、三平地区代替地整備工事及び、付替国道 145 号石畠地区その 2 の盛土材は、それぞれ他の工事で発生した材料であり、複数のストックヤードに搬入し、その後、長野原地区③へ搬出しています。従って、長野原地区③における盛土材としての、各盛土材の使用割合を示すことはできません。